

〈支払規定書〉

■請求書締日、当社必着日

- 出来高部分払い … 毎月25日〆、同月末必着
出来高100%(工事完成) … 完了時〆、早急に必着

■支払日

原則翌々10日(但し、支払日が金融機関休業日の場合は翌営業日)

※工事発注者より当社が支払を受けた場合は、上記支払日に拘わらず入金日より1ヶ月以内に、入金割合に応じた出来高をお支払いいたします。(建設業法第24条の3第1項)

※協力会社(特定建設業者または資本金4,000万以上の法人を除く)が、当社の工事完成確認後に引渡の申出日が締日(毎月25日)以前であった場合は、上記支払日に拘わらず申し出から起算して50日以内となる10日又は末日に工事代金をお支払いいたします。

(建設業法第24条の6第1項)

つきましては、当社の工事完成確認後、引渡申出と同時に請求書の提出をお願いいたします。

■支払方法

原則お支払い時の合計金額に応じて

【通常100万円未満】 振込 100%

【通常100万円以上】 振込 60% でんさい(約束手形) 40%

※支払いサイト110日、千円以下切捨、残額は振込へ加算

でんさいのサービス内容は、でんさいネットのウェブサイトをご覧ください。

(<https://www.densai.net/>)

「でんさい」のご利用にはお取引金融機関所定の手数料が必要となります。

■安全協力金

安全協力金 = (工事代金 + 消費税) × 0.35% (0.0035)

支払金額 = 工事代金 + 消費税 - 安全協力金 をお支払金額より、相殺させていただきます。

工事作業所での安全管理、作業所災害防止協議運営に必要な諸費用並びに、作業所の一斉清掃及びトイレ・救急用品・環境衛生等、工事の運営推進費用といたします。

■その他

・当社の指定請求書がございます。データでお渡ししておりますので、下記のアドレスまでメールをお送りください。その際、メールの件名を「指定請求書データ送付先」としてください。

メール：soumu @nitta-co-ltd.co.jp

(次項へ続く)

・請求書は、各工事に分けて発行をお願いいたします。さらに、注文書・請書の取り交わし分については注文書毎に分けての発行をお願いいたします。

・請求書は各担当者に出来高を確認の上、現場ではなく弊社事務所(本店又は仙台支店)へご提出ください。(郵送可)

【送付先】

◆本店

〒021-0883
岩手県一関市新大町124番地
株式会社 仁田工務店
TEL 0191-23-2740
FAX 0191-23-7536

◆仙台支店

〒981-3135
宮城県仙台市泉区八乙女中央1丁目1番6号
株式会社 仁田工務店 仙台支店
TEL 022-375-3550
FAX 022-375-3509

- ・工事完了の際は締日の25日を待たず、完了通知日等の日付を記入して早急にご提出ください。
- ・提出枚数は、各1部で結構です。
- ・支払金額の内訳は、支払日前日までに支払通知書をFAXまたはメールにてお送りします。
- ・貴社への振込手続き完了をもって当該代金を受領されたといたしますので、領収書の発行は必要ございません。
- ・但し、**約束手形については手形分の領収書の発行をお願いいたします。尚、でんさいの場合は領収書の発行は必要ございません。**
 - ・振込手数料を要する場合は、お支払金額より相殺させていただきますのでご了承ください。
 - ・**でんさいでのお支払いについては、でんさい手数料として¥330、約束手形の場合は郵送となりますので郵送代¥404をそれぞれお支払い金額より相殺させていただきますのでご了承ください。**

■お取引に関しましてお願い

当社では、**社会保険等の加入につきまして、適用除外を除く社会保険等未加入業者とは契約をいたしません。ご了承ください。**

また、二次下請けに出す場合、社会保険等の加入を指導し、法定福利費を内訳明示した見積書を提出させ、それを尊重し、法定福利費を適正に確保した契約を締結することをお願いいたします。

株式会社 仁田工務店
本店：岩手県一関市新大町124番地
仙台支店：宮城県仙台市泉区八乙女中央1丁目1番6号
適格事業者登録番号 T9400501000243